

平成29年度 第3回 府中市高齢者保健福祉計画・
介護保険事業計画推進等協議会会議録

1 日 時 平成29年6月15日（木）午前10時00分～午前11時30分

2 会 場 府中市役所北庁舎3階第1会議室

3 出席者 <委員>

和田会長、金森委員、鈴木委員、原田委員、日高委員、松木委員、
峯委員、山口委員、横手委員、渡邊委員

<事務局>

村越福祉保健部長

（高齢者支援課）

山田高齢者支援課長、大木高齢者支援課長補佐兼地域包括ケア推進係長、
奥野地域支援係長、小暮福祉相談係長、石渡介護予防生活支援担当主査、
石谷在宅療養推進担当主査、鈴木施設担当主査

（介護保険課）

石川介護保険課長、阿部介護保険課長補佐兼介護保険制度担当主査、
奥資格保険料係長、横関介護サービス係長、熊坂介護認定係長

（地域福祉推進課）

阿部地域福祉推進課長、三浦地域福祉推進課長補佐兼社会福祉係長
鹿島理事

4 欠席者 佐藤副会長、足立委員、近藤委員、中山委員、能勢委員 5名

5 傍聴者 1名

6 議事事項

- (1) 在宅介護実態調査の集計結果
- (2) 施策及び継続予定事業の統合・移動等について（案）
- (3) 府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第7期）素案
- (4) その他

7 議事内容

- (1) 在宅介護実態調査の集計結果
ア 在宅介護実態調査の集計結果について、資料1に基づき、事務局より説明。

イ 質疑応答、意見等

委員 何人に対して651票回収できたのか。

事務局 約1,000人が対象となっている。

(2) 施策及び継続予定事業の統合・移動等について (案)

ア 施策及び継続予定事業の統合・移動等について、**資料2**に基づき、事務局より説明。
以下3点の資料修正あり。

- ・統合・移動案のうち、目標3「地域での生活を支える仕組みづくりの推進」の方針(1)「生活支援・見守り支援」の施策④「高齢者への在宅サービスの提供」を「高齢者への在宅支援サービスの提供」に修正。
- ・統合・移動案のうち、上記施策に該当する第6期計画事業の「おむつ支給、訪問理髪、寝具乾燥」を「おむつ支給、訪問理髪・理容、寝具乾燥」に修正。
- ・統合・移動案のうち、目標3の方針(4)「介護者への支援の充実」の施策②「介護者への情報提供と交流会の充実」を「介護者への情報提供と交流機会の充実」に修正。

イ 質疑応答、意見等

なし。

(3) 府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第7期）素案

ア 府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第7期）素案について、**資料3**に基づき、事務局より説明。以下3点の資料修正あり。

- ・46ページの(3)「総合事業の推進」の改行位置の修正。
- ・47ページの(1)「生活支援・見守り支援」の④「高齢者への在宅サービスの提供」を「高齢者への在宅支援サービスの提供」に修正。
- ・48ページの(4)「介護者への支援の充実」の②「介護者への情報提供と交流会の充実」を「介護者への情報提供と交流機会の充実」に修正。

イ 佐藤副会長からの意見及び事務局の対応意向(・副会長意見 ⇒事務局の対応意向)

- ・1ページの最終段落において、第7期計画は平成30年度から32年度の3カ年計画であることを記載したほうがわかりやすい。
⇒3ページに計画期間を記載しているため、1ページには不要と考える。
- ・2ページにおいて、府中市としては高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画を一体的な計画として策定するという旨になっているが、義務かどうかを確認して、適当な表現にしたほうがよい。
⇒確認したところ、老人福祉法と介護保険法にて一体的なものとして作成しなければならないという規定があったため、適当な表現に修正する。
- ・3ページに福祉計画の計画期間との関連性を示したほうがわかりやすい。
⇒第6期計画に他計画との関連を示した表があるため、それを掲載する。
- ・44ページにおいて、(1)「高齢者の社会参加の促進」と(2)「充実した暮

委員 **資料3**の文言と**資料2**の文言が異なるところがあるが、意図があるのか。例えば、目標1の(2)「充実した暮らしへの支援」において、**資料3**では①「老人クラブへの支援」、**資料2**では①「老人クラブの活性化への支援」となっている。

事務局 基本的に同じ構成であり、全て合わせたはずだったが、見落としがあった。次回までに合わせる形で整理・修正する。

委員 重点的取組に高齢者虐待についての取組を盛り込むことが必要ではないか。養護者と介護者の分離が必要な場合にショートステイという方策をとることがあり、ショートステイの利用方法には措置と契約がある。市内の高齢者虐待対応の関係者に話を聞くと、府中市では基本的には契約による利用になることである。もちろん、介護保険政策の中では契約による利用が基本だが、介護保険制度が前提とする自己決定が期待できる場面ばかりとは限らない。行政の積極的な介入が必要な場合もあると思うが、府中市ではそれが余り積極的に行われていないと聞いた。もし都の対応と差があるのなら、もう少し重点的に対策をとっていかなくてはいけないと思う。

事務局 **資料3**の42ページの5「介護者への支援の充実」の①「相談支援体制の充実」にて、「負担緩和と適切な制度利用へつながるように支援」という表現の中に、高齢者虐待等にかかわるさまざまな措置・対応などの制度利用を含めている。「高齢者虐待」と言葉で明示してはいないが、内容としてはここに含めているため、例えば①の適切な制度利用の一例として「高齢者虐待」という文言を追加して整理することは可能だと思うが、いかがか。

委員 確かに介護者への支援も重要な対応方法であり、こちらに文言を明示することもよいと思うが、最近是在宅介護だけではなく、施設での虐待が問題視されているので、「介護者への支援の充実」だけで対処できるのか少し疑問が残る。在宅・施設問わずに、地域が虐待を発見して支援につなげるという形に持っていけるよう、見守りの中にも含めてもよい気がする。

委員 介護者からの虐待が多いため、問題解決に当たって介護者への支援は当然必要ではあるが、本人の安全確保や権利擁護など、緊急に対応しなければいけない場合を考えると、介護者支援という緩やかなものではなく、行政の立場から高齢者の権利を守っていかなければならない。地域包括支援センターの職員等は措置権、行政権を持っておらず、行政の立場とは違うため、職員等が動きやすくなるためには明確な根拠が必要である。また、47ページの「生活支援・見守り支援」の中で権利擁護を位置づけているということは、リード文にもあるように、高齢者虐待の早期発見や予防の取組のために地域で見守っていこうという文脈だと思うので、見守りの中で権利擁護が守られればそれに越したことはない。しかし、もっと深刻な状況が発生し得るのが今の状況であり、職員の力量に頼っているところも大きい。職員が根拠として動けるような、あるいは地域権利擁護などの立場でも取り組めるような背景をつくっておくことが

重要だと思う。

事務局 重点的取組のどこに位置づけるか、47ページの記述をもう少し強いものにするかについては、検討し、次回協議会にて提案させていただきたい。

委員 介護者への支援の中で考えると、どうしても介護者支援サービスの中での契約による支援が前提になってしまう。それだけではなく、権利擁護の観点から虐待対応が必要であるということを入れていただきたい。契約でのショートステイによる分離では、家庭に経済的な負担がかかるため、「説得されてショートステイを契約したが、やはり利用させるのではなかった」という反論が出てくるとい話をよく聞く。せつかく虐待を把握して対応しても、ショートステイ利用を拒否されてしまうと支援が続かないし、施設がショートステイの受け入れを用意していても利用できないということにもなりかねないので、市の意識改革も含めて積極的に取り組んでいく必要がある。

会長 佐藤副会長から、44ページにおいて、(1)「高齢者の社会参加の促進」と(2)「充実した暮らしへの支援」を統合し、(3)「住民主体の地域づくりの支援」を一番最初にしてはどうかという意見があった。目玉を一番最初に置くという論議と、これまでの計画を踏襲しているためつなぎとしてはこのままのほうがよいという論議があると思うが、いかがか。

委員 おおまかな内容としては資料3のとおりでよいと思うので、今日の意見を加味して、修正を加えて進めていただければよい。

委員 よくまとめられているので、意見としては余りない。

委員 第6章を読めば今後の取組がよくわかるが、先に目にする第3章「これまでの取組と課題」が淡泊である。府中市は市民とさまざまな健康づくり事業を行っていることがあったが、28ページの(2)「健康づくり・介護予防の推進」の最後の段落では、今後については介護予防の活動を支援のみで、健康づくりの言及がない。また、38ページの(9)「介護人材の確保・育成」では、市としては情報提供を行っていくと括られているが、情報提供だけでよいのか。研修等についての課題も加えると、住民の方に課題を感じてもらえると思う。

事務局 28ページについては、いただいた意見を参考に加筆したいと思う。38ページについては、ケアプランを立てる上での悩み相談等を行っているケアマネジャー支援事業があるため、そのような部分も示せるような内容に調整していきたい。

委員 ケアマネジャーだけではなく、ほかの職種の方の働く意欲も支えていけるような取組や、市の事業だけではなく、当事者の方々にも協力してもらえるような取組があればよいと思う。

委員 第6章の(1)(2)(3)については、目標や課題の中に優先順位があるとなると、全体的なつくりが全て変わってきてしまうため、このままでよいと思う。人材育成のところ、府中市で働く面白さやメリットがもう少し見えて

くると、離職も減るのではないか。おそらく情報提供だけでは解決しないので、具体的にできることがあればよいと思う。

委員 総論的な取組や目標は埋まっているので、問題は各論である。どのように改善していくかが大事で、これからの問題だと思う。別の話題になるが、災害時に医療が必要な入所者の避難体制については、市の防災計画とリンクして計画を立てているのか。

事務局 地域防災計画では、一般の方は小学校や中学校などの一時避難所に避難、医療や介護が必要な方は福祉避難所に避難していただくことを計画で定めている。現在、府中市では、高齢者部門で特別養護老人ホームと介護老人保健施設の全ての施設と協定を締結し、災害が起きたときは、それぞれの施設入所者は引き続きそこで見て、自宅に住んでいる方たちも協定を締結している施設が受け入れ、ケアしていきたいと考えている。ただ、物資や人材などまだまだ課題が多いので、防災危機管理課と福祉避難所の運営に関するマニュアル等の策定を詰めていきたい。

委員 市の防災計画で、発災時にどこに医療救護所をつくるかについて、現時点の案では市内の4病院と保健センターとなっているが、それ以外のところにも医師や看護師の派遣が必要な場合は、その計画の中に組み込む必要があるので、情報を共有しておいていただきたいと思う。

委員 自宅のマンションで防災課による防災セミナーがあり、家族が参加したが、具体性があったいい機会だったと話していた。市が少しずついろいろなことに積極的に動いているのを感じている。また、老人クラブの活動には支援があるということで、自宅のマンションで老人クラブの話が立ち上がっているが、早速参加者のつながりができており、よい取組だと思っている。現場に接している方の努力がとても伝わるので、職員や介護・福祉の関係者の報酬がそれに見合うレベルまで上がれば、離職はしないのではないかなと思う。

会長 今の意見も含めて、災害についてはしっかりと文言を載せておくのが大事だと思うので、49ページの(7)「災害や防犯に対する支援体制の充実」は他と統合せず、このままにしたいと思う。

事務局 49ページの(7)においては、在宅の方の防犯や災害に対する支援体制が明記されているため、施設の記載も追加したいと思う。

委員 課題まで含めて図に表してはどうかという意見について、これ以上細かくなると判読不明になるし、今回は資料2として別紙になったためわかりにくかったただけだと感じるの、このままでよいのではないかな。

会長 29ページの(4)の「介護保険制度の円滑な運営」の下から4行目において、総合事業は既に開始されているため「総合事業が開始されることにより」の「開始される」を「開始された」に修正していただければと思う。

(4)その他

ア 日程について

第2回協議会にて、12月に予定していた第6回協議会を1月上旬に変更するとしていたが、介護保険事業計画の内容を協議するため、当初の予定どおり12月21日(木)に第6回協議会を開催する。また、第7回協議会は1月15日(月)に開催し、パブリックコメントの実施結果と第7期計画の答申案について協議していただく(資料4)の第7回の「1月16日」を「1月15日」に修正)。

イ 会議録について

第2回協議会の会議録は承認された。

以上